

北区長 花川 與惣太 殿

志茂ゆりの木公園の利用規約に関する提案

志茂ゆりの木公園は、志茂小学校の跡地に整備され約 4,200 平米と地域の公園として大きな公園です。

地域として公園の利用に大変関心が高い一方で、昨今のマナー悪化についての懸念があります。

については、この公園の利用について志茂まちづくり協議会において、地域課題として話し合いを進めた結果、別添のとおり利用規約の案を取りまとめたので、提案します。

平成 22 年 5 月 6 日

志茂まちづくり協議会

会長 山田寅一
会員一同

「志茂ゆりの木公園」利用規約

1. 一般利用ルール

(1) 制限する遊び

- ・基本的には、近隣に迷惑となる行為の禁止
ex. 危険な花火、楽器演奏等

(2) 車両の乗り入れ

- ・維持管理車両、地域行事等での臨時許可時を除き車両の乗り入れは原則禁止。
- ・自転車は、園内では乗りまわさず、指定の自転車置き場に整列して駐車する。
- ・車両乗り入れ許可がされた場合、園内では周囲に気をつけて徐行し、駐車場所は、整理員の指示に従うこと。

(3) 犬やペットの入園

- ・ペットの入園については「リード付」「フンの片づけ」を義務づける。

(4) 飲食・喫煙

- ・飲酒・喫煙は禁止

2. ボール遊びのルール

(1) 許可するボールの種類とボール遊び

公園利用者の安全確保上問題とならない各種ボール遊びを許可
地域行事実施時や志茂子ども交流館活動上支障が生じる恐れがある場合は、一定時間ボール遊びを中止する。

木製・金属製バット及びゴルフクラブの使用は素振りを含めて禁止

野球は軟式球でのキャッチボールのみ許可

(2) 許可するボール遊びの時間帯

開園時間内

志茂子ども交流館の活動上支障が生じる恐れがある場合は一定時間ボール遊びを中止する

(3) その他

開園後、ボール遊びについての問題や新たな要望が生じた場合は、まちづくり協議会、道路公園課及び志茂子ども交流館との話し合いにより対処する。

3. 団体（グループ）利用

- ・ 団体（グループ）利用は、地域に開かれ多くの参加者によるものが望ましい。利用に際しては、一般利用者に配慮し節度ある利用に努めること。
- ・ 地域活動に関連する団体（グループ）が、行事等の実施を目的として占有する必要がある場合、志茂まちづくり協議会により、地域活動に関連する団体（グループ）が協議し、年間活動計画を定め道路公園課へ申し入れを行う。
- ・ 特定の団体（グループ）等による過度の占有が行われ、一般利用に支障が生じている場合は、まちづくり協議会に、当事者を含む関係団体が集まり、利用方法について話し合いを実施し、提案を行う。

*：地域活動に関連する団体等の例

- ・ 志茂まちづくり協議会（防災まちづくり等に関連するイベント等）
- ・ 志茂町会自治会連合会及び志茂各町会自治会（防災訓練、子供会のイベント等）
- ・ 青少年地区委員会（ラジオ体操）
- ・ 志茂子ども交流館（各種イベント等）
- ・ 地区消防団
- ・ その他（歴史的・伝統行事等）